（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の項中「第四十一条」を「第五十条」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第六条第一項第二号中「第19条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に改め、同項第三号中「第20条第1項第1号及び第2号」を「第16条第1項第1号及び第2号」に改め、同条第二項第三号中「含む。）」の下に「（法令の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をして起こした地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える。

第九条第一号イ中「協議」を「協議若しくは届出」に改める。

第十七条第一号中「（次号において「同意等」という。）」を削り、「発行した地方債」の下に「（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次号において同じ。）」を加え、「当該同意等」を「当該同意若しくは届出又は許可」に改め、同条第二号中「同意等を」を「同意又は許可を」に、「及び同意等」を「及び同意若しくは届出又は許可」に改める。

第二十一条第二項中「第十六条」を「第三十一条」に、「第十条」を「第十四条の二」に改める。

別記第11号様式備考8中「起債協議書の写し」の次に「、既届出債の起債届出書の写し」を加える。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式

起債許可申請書

地方公共団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

年間起債予定額		決算の状況等		
地方債計画事業区分	起債予定額	実質赤字額の状況		
		実質赤字額(A)	赤字限度額(B)	(B)−(A)
		実質公債費比率の推移		
		年度	実質公債費比率(%)	
		上記3ヶ年の平均		
		公営企業における資金不足比率の状況		
		事業名	資金不足比率(%)	
		地方債の元利償還金の支払遅延の状況		
		有　・　無		
		支払遅延のおそれのあるものとしての指定の状況		
		有　・　無		
		協議をしなかったこと等による指定の状況		
		有　・　無		
		虚偽記載等による指定の状況		
		有　・　無		
		標準税率未満の状況		
		有　・　無		
		備　考		
合　計				
うち普通会計分				
公営企業会計等分				

備考 1　実質赤字額の状況の「実質赤字額」欄には、地方財政法第5条の3第4項第2号に規定する実質赤字額を、「赤字限度額」欄には、地方財政法施行令第22条に規定する額を記入すること。

2　「年間起債予定額」欄には、借換債は含まないこと。

3　「公営企業における資金不足比率の状況」欄には、起債許可申請を行う事業債に係る事業ごとに資金不足比率を記入すること。